

平成14年2月5日
ADR 検討会資料（抜粋）

説 明 資 料

（第1回ADR検討会）

ADR (Alternative Dispute Resolution) : 裁判外紛争処理

判決などの裁判によらない紛争解決方法を指し、民事調停・家事調停、訴訟上の和解、仲裁及び行政機関や民間機関による和解、あっせんなどを意味する。このうち、(民事)調停や訴訟上の和解は、民事訴訟手続に付随する手続として裁判所において行われるが、紛争解決の作用面に着目して、ADR に分類されることが多い。

裁判による解決が法を基準として行われるのと比較すると、ADR は、必ずしも法に拘束されず、紛争の実情に即し、条理にかなった解決を目指す点に特徴がある。

「法律学小辞典 (有斐閣)」より

○ 仲裁

当事者双方が紛争の解決を第三者に委ね、その判断に従うことによって争いを解決することをいう。両当事者がその旨の合意 (仲裁契約) をすれば、司法裁判所に出訴する権利を失うことになる。

○ 調停

紛争を解決するため、第三者が当事者間を仲介し、双方の互譲に基づく合意によって紛争の処理を図ることをいう。当事者による自主的解決に比重の置かれる「あっせん」に比べると、調停機関が積極的に当事者間に介入し、紛争解決の実質的内容についてもイニシアティブをとってリードしていく。

○ あっせん (斡旋)

紛争の当事者間の交渉が円滑にいくように、その間に入って仲介する行為の一切をいう。「調停」と比較すると、「あっせん」は、当事者間による自主的解決の援助、促進を主眼とするもので、当事者の自主性に比重が置かれているという点に差がある。

「公害紛争処理法解説 (一粒社)」より

専門家（隣接法律専門職種等）の活用

議論の背景

ADRでの紛争解決（特に、専門的知見を要する分野の紛争）に非法曹の専門家が関与することが有効な事案も多数



弁護士以外の者がADRの担い手（主宰者・代理人）としての業務を行うことは、原則として禁止（弁護士法第72条）



ADRの担い手（主宰者、代理人）として、事案等に応じて専門家を活用できる制度的な仕組みを整えていくべきではないか。

主な参考例（現行）

<ADRの主宰者としての関与>

- ・ 民事調停委員
⇒紛争解決に有用な専門的知識経験を有する者で人格識見の高い者も調停委員となり得る（民事調停委員規則 § 1）
- ・ 行政型・一部の民間型ADR機関のあっせん・調停・仲裁委員
⇒弁護士又は弁護士資格を有する者以外の者も委員となり得る（公害紛争処理法、建設業法、住宅品質確保法、個別労働紛争法など）

<当事者の代理人としての関与>

- ・ 日本知的財産仲裁センターにおける仲裁の代理人〔弁理士〕（弁理士法 § 4）
 - ・ 国税不服審判所における審査の代理人〔税理士〕（税理士法 § 2）
 - ・ 国際仲裁の代理人〔外国法事務弁護士〕（外弁法 § 5 の 3） 等
- ※ 司法書士に対して、簡易裁判所における訴訟代理権、簡裁の事物管轄を基準とする民事調停・即決和解事件の代理権を付与する法案が今通常国会に提出される予定。

主な留意点

- 弁護士以外の専門家に、主宰者又は代理人としてADRへの関与を認める際の基本的考え方についての議論が必要（主宰者と代理人で扱いを変える必要はないか。）
- 専門家の活用を許容するADRについては、手続・運営の適正性・透明性等の面で一定の制度的担保が必要ではないか。
- ADRへの関与が認められることを法令上明確化する必要

ADR と裁判手続との制度的連携

議論の背景

民間の ADR と裁判の連携を確保するための制度的な手続規定はほとんどなし

<ADR ⇒ 裁判>

民間の ADR 等で解決に至らず、事件が裁判・民事調停手続に持ち込まれた場合、ADR の結果が裁判等では活かされず

<裁判 ⇒ ADR>

紛争がいったん裁判に持ち込まれると、専門家等の関与の下に当事者間の話し合いによる解決が望ましい事件でも、民間の ADR に付託する制度はなし



ADR を裁判と並ぶ紛争解決の選択肢と捉えるならば、両手続の制度的な連携を検討する必要があるのではないか

続行する裁判に、ADR の結果を積極的に活用できる制度的な仕組みが必要ではないか

(注)互譲解決を優先した ADR での結果を裁判に引き継ぐことを制限すべきとの考え方あり

裁判所が ADR に事件の処理の全部又は一部(争点・証拠整理等)を付託できる制度的な仕組みがあってもいいのではないか

主な参考例(現行)

<民事調停(司法型 ADR)と裁判との連携>

- 調停成立に至らない場合も、「調停に代わる決定」を示し、調停の成果を裁判に積極的に引継ぎ(運用)
- 民事調停前置制度(地代借賃増減請求事件)(民事調停法 § 24 の 2)
- 訴訟提起された事件の職権付調停制度(民事調停法 § 20)の積極的活用

<行政型 ADR・民間型 ADR と裁判との連携>

- 公害紛争に関する裁判において裁判所が公害等調整委員会(行政型 ADR)に原因裁定を嘱託できる制度(公害紛争処理法 § 42 の 32)
- 仲裁において仲裁人に代わり裁判所が証人尋問等を行う制度(公催仲裁法 § 796)

主な留意点

- ユーザーや ADR 機関のニーズ、裁判所の考え方を十分に踏まえる必要。
- ADR の結果の裁判所への引継ぎには、「積極的な引継ぎ」と「厳格な制限」という両論がある。
- 裁判との連携の対象とする ADR について、手続・運営の適正性・透明性等の面で一定の制度的担保が必要ではないか。

民事訴訟手続とADRとの比較

	民事訴訟手続	A D R
手続を主宰する構成員	裁判官に限定	裁判官に限定されない (→各分野の専門家の活用が可能)
手続の公開	公開	非公開 (→プライバシーや営業・技術の秘密に関わる紛争を非公開の手続により解決可能)
紛争の解決基準	実体法 (→和解による解決以外は、法律上の権利義務の存否の確認、義務履行の命令に限られる)	実体法にとらわれない (→実体法以外の条理にかなった解決基準を採用し、紛争の実情に即した解決が可能)
事実の存否に対する判断	事実の存否を一義的に確定する必要 (→和解による解決以外では、心証が灰色であるときにも、証明責任によってその存否を確定)	必ずしも事実の存否を一義的に確定する必要はない (→心証の度合いに応じた柔軟な解決が可能)
利害関係人の参加	(判断の対象が当事者間の権利関係に限定されるため) 和解によらない限り、当事者間のみ の紛争を解決	(判断の対象が当事者の権利関係に限定されないため) 利害関係を持つ者を広く参加させる ことにより、紛争の全体的解決が可能
相手方の応答義務	応訴の負担を負う (→被告が応訴しない場合にも強制力を有する)	応答義務はない (→当事者間の契約上、紛争が生じた場合にはADRによる紛争解決に応じる旨をあらかじめ定めておくことが考えられる)
解決結果の履行確保	確定判決は債務名義(※1)となる (→債務名義に基づいて強制執行が可能)	解決結果は原則として債務名義とは ならない(※2) (→債務の履行を確保するためには、解決結果に基づいて公正証書を作成しておく等の措置が考えられる)
手続に必要な費用	(法律専門家による十分な主張・立証活動や専門家による鑑定が必要な場合あり) 申立費用の他に弁護士費用や鑑定費用が必要(※3)	(法律専門家に頼らずに、当事者自らの手で紛争を解決するため) 原則として弁護士費用や鑑定費用は不要

※1 債務名義とは、国の強制力によって執行されるべき請求権の存在及び範囲を表示し、かつ、法律により執行力を付与された公正の文書である。

※2 債務名義とは、国の強制力によって執行されるべき請求権の存在及び範囲を表示し、かつ、法律により執行力を付与された公正の文書である。民事調停手続における調停調書は、債務名義としての効力を有する。また、仲裁手続における仲裁判断についても債務名義としての効力を有するが、仲裁判断に基づいて強制執行を行うためには、その仲裁判断に基づく強制執行を許可することを宣言した執行判決を得なければならない。

※3 新民事訴訟法(平成10年施行)により新設された簡裁の少額訴訟制度では、30万円以下の少額な請求は、弁護士に頼らず、容易に当事者自らの手で訴訟を行うことができる。

わが国の ADR の分類(例)

< 手続構造に着目した分類 >

調整型

紛争の解決を図るため、当事者間の合意を調達しようとするもの

(例) 民事調停
裁判上の和解
調停・あっせん 等

裁断型

あらかじめ第三者の審理・判断に従うという一般的合意の下に手続を開始させるもの

(例) 裁定
仲裁 等

< 設営機関に着目した分類 >

司法型

裁判所内で行われるもの

(例) 民事調停・家事調停
裁判上の和解

行政型

独立の行政委員会や行政機関等が行うもの

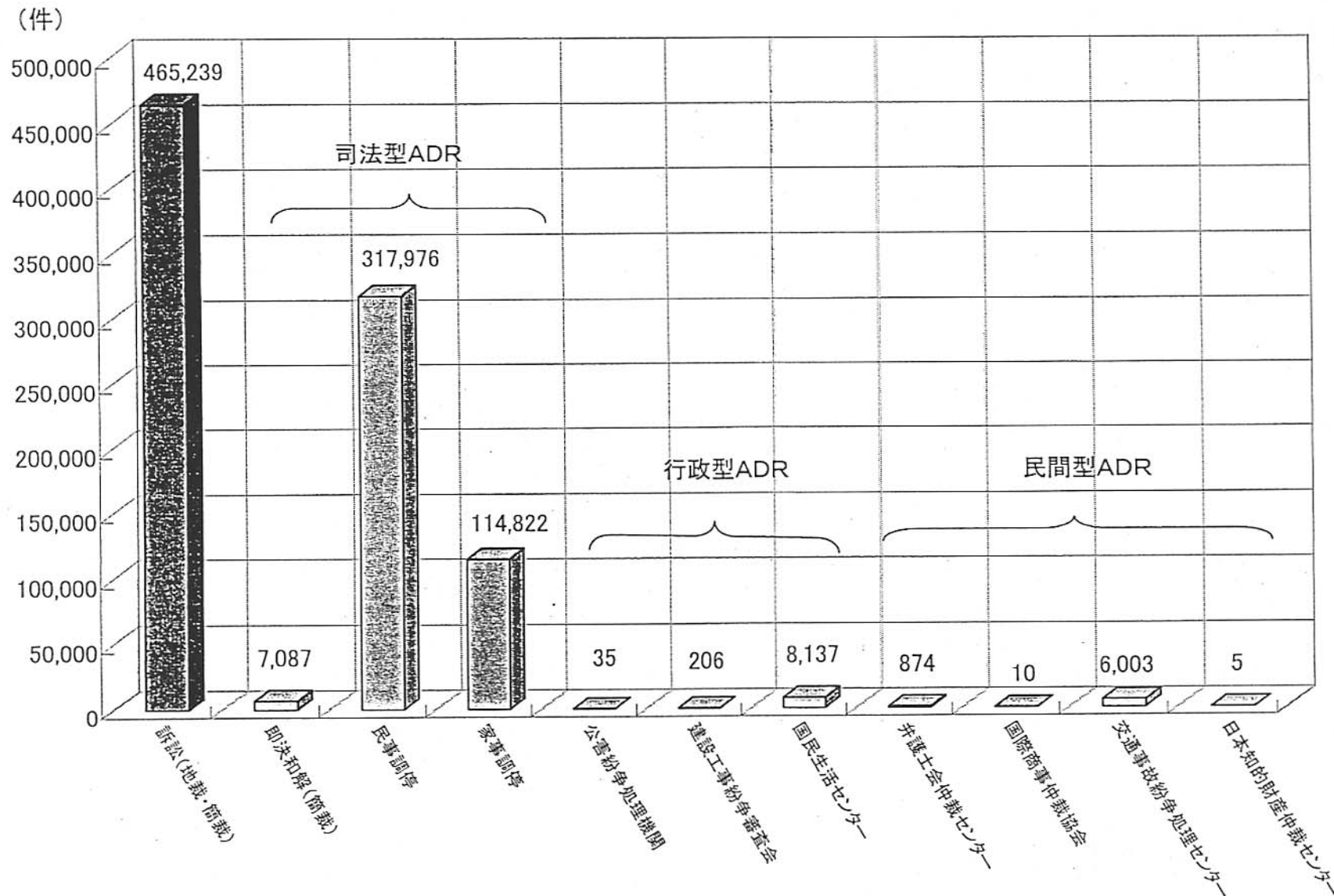
(例) 公害等調整委員会
建設工事紛争審査会
(中央、地方)
国民生活センター
等

民間型

民間組織や弁護士会、業界団体等が運営するもの

(例) 国際商事仲裁協会
弁護士会仲裁センター
各種 PL センター
等

裁判と主なADRの新受件数の状況(平成12年度)



(注) 1. 訴訟件数は、第一審通常訴訟及び少額訴訟(簡裁)の合計である。

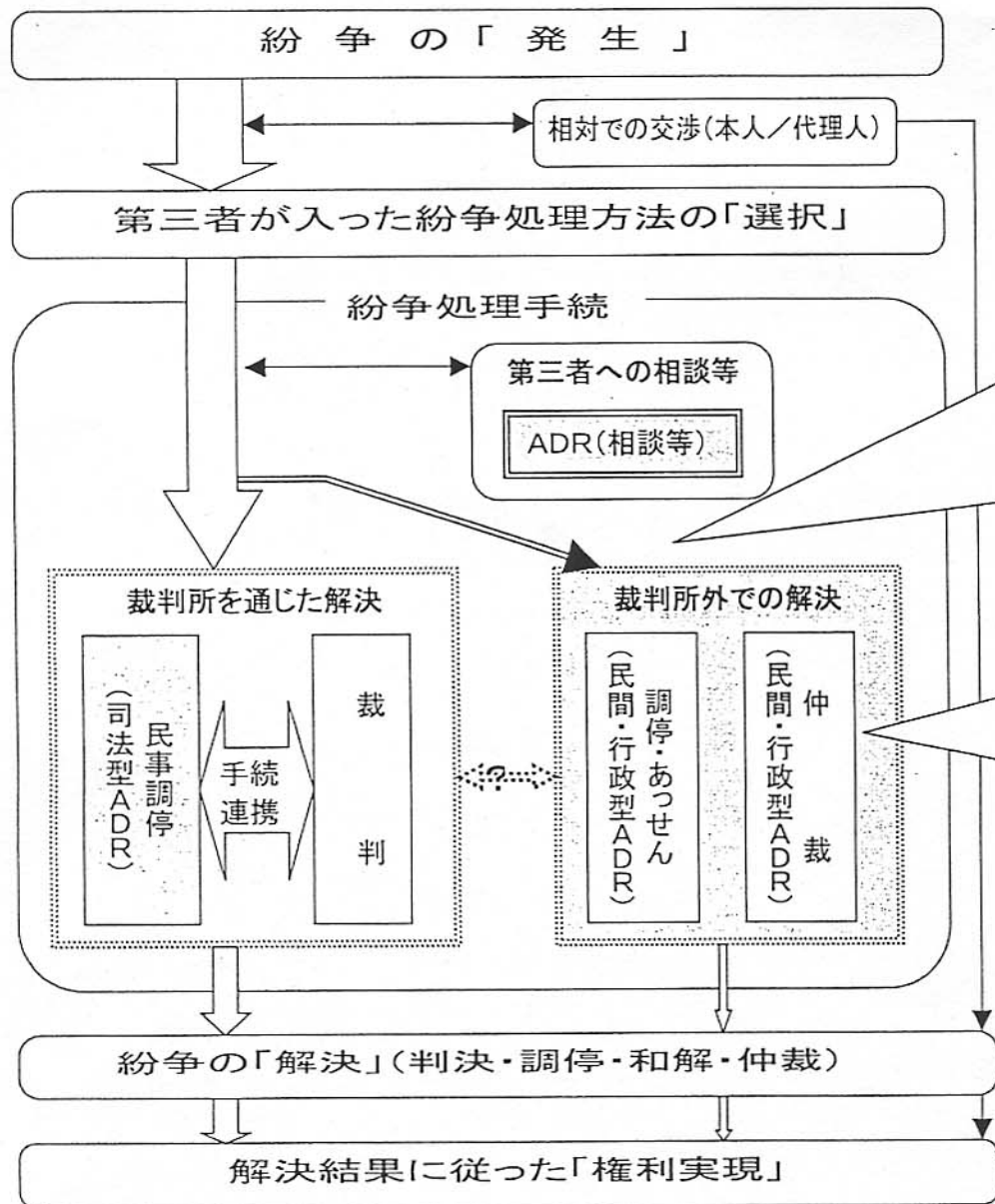
2. 公害紛争処理機関及び建設工事紛争審査会は国及び地方の合計、弁護士会仲裁センターは全国14箇所のセンターの合計である。

3. 国民生活センター及び交通事故紛争処理センターの数値には、相談・苦情の受付も含まれている。

4. このほか、全国453箇所の消費生活センターで約75万件の相談・苦情の受付がある。

(出典) 各種公表資料に基づき事務局で作成

紛争処理の流れ(イメージ)とADRの問題点



紛争処理方法の「選択段階」での問題

- 多様なニーズに基づき選択肢を比較衡量できる環境にない
 - ・ そもそも多様なニーズに対応できるだけの ADR が存在しない (ADR の特長が活かせると考えられる紛争の例)
 - ・ 判断にあたり、法的知識以外に専門的知見を要するもの
 - ・ プライバシーや営業秘密に関わる紛争で非公開が望ましいもの
 - ・ 当事者が All or Nothing ではない解決を望んでいるもの
- ADR に関する情報(機関・手続等)へのアクセス体制が不十分
- ADR での解決選択を躊躇する要因の存在
 - ・ 裁判所外の ADR に対する認知度・信頼性が不十分
 - ・ 裁判手続との連携に関する制度的枠組みが存在しない (裁判→裁判所外の ADR)

紛争処理の「手続段階」での問題

- ADR での解決選択を躊躇する要因の存在
 - ・ 裁判所外の ADR で解決を試みている間も時効期間が進行
 - ・ 資力の乏しい者への ADR 関連費用の扶助制度が不明確
 - ・ 裁判手続との連携に関する制度的枠組みが存在しない (裁判所外の ADR→裁判)
- ADR の特長を十分に活かしてきれていない面がある
 - ・ 紛争解決分野に関する非法曹の専門家活用の拡大余地

権利の実現段階での問題

- ADR での解決選択を躊躇する要因の存在
 - ・ 裁判所外の ADR で合意に至っても、それを直接の根拠とした強制執行は不可

時効中断（又は停止）効の付与

議論の背景

民間の調停機関などで紛争の解決を試みている間も時効期間は進行



→ 手続中に時効が完成してしまうおそれ



→ ADR の利用が伸び悩む要因の一つとなっているのではないか



時効完成をおそれることなく ADR による解決を試みることができるよう、一定の場合には時効中断（又は停止）効を付与すべきではないか。

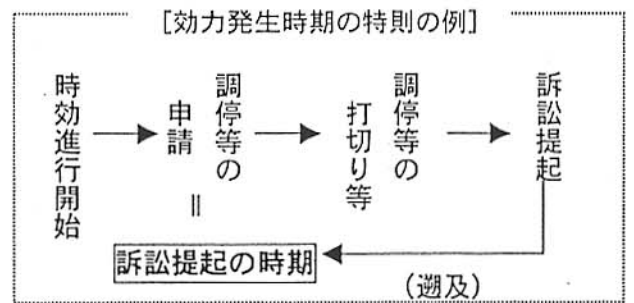
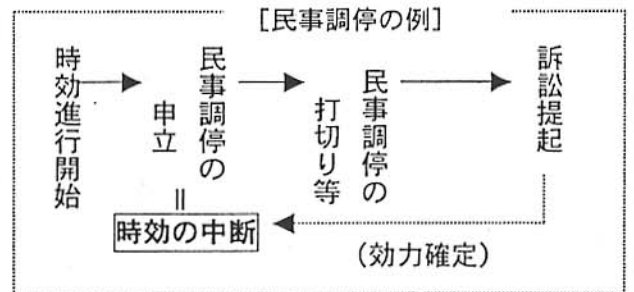
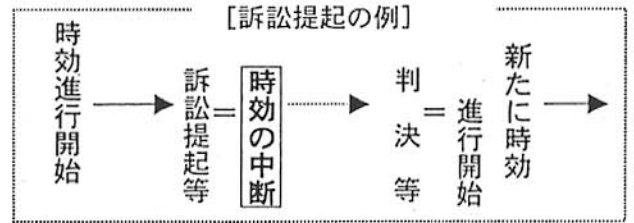
主な参考例（現行）

<時効の中断事由の例>

- ・ 訴訟の提起（民法 § 147, 149 ほか）
- ・ 仲裁の申立（判例による）
- ・ 裁判上の和解の申立（民法 § 151）
- ・ 民事調停の申立（民法 § 151 の類推適用）
→ 調停や和解が不調の場合には、一定期間内に訴訟提起しないと中断の効力を生じない
- ・ 催告（民法 § 153）
→ 一定期間内に訴訟提起等の他の中断手続をとらないと中断の効力を生じない

<時効中断の効力発生時期に関する特例の例>

- ・ 個別労働関係紛争に関する紛争調整委員会へのあせんの申請（個別労働関係紛争解決促進法 § 16）
- ・ 公害紛争に関する公害等調整委員会への調停申請（公害紛争処理法 § 36 の 2）
→ 調停等が不成立の場合、一定期間内に訴訟を提起したときは、調停等申請時に訴訟提起があったとみなされる



主な留意点

- ユーザーやADR機関等のニーズを十分踏まえる必要。
- 民事調停や仲裁の場合（上記参照）とのバランス（整合性）を確保する必要。
- ADRの手続・運営の適正性・透明性等の面で一定の制度的担保が必要ではないか。
 - ・ 手続の開始・終了時など効力発生に関わる時点を客観的に確定できる必要があるのではないか。
 - ・ ADR手続のいたずらな引延し等、制度悪用の可能性に適切に対処できる必要があるのではないか。

執行力の付与

議論の背景

民間の調停機関などで和解に至っても、それを直接の根拠とした強制執行は不可（相対交渉の場合と同様の手続を踏む必要）



ADR の利用が伸び悩む要因の一つとなっているのではないか

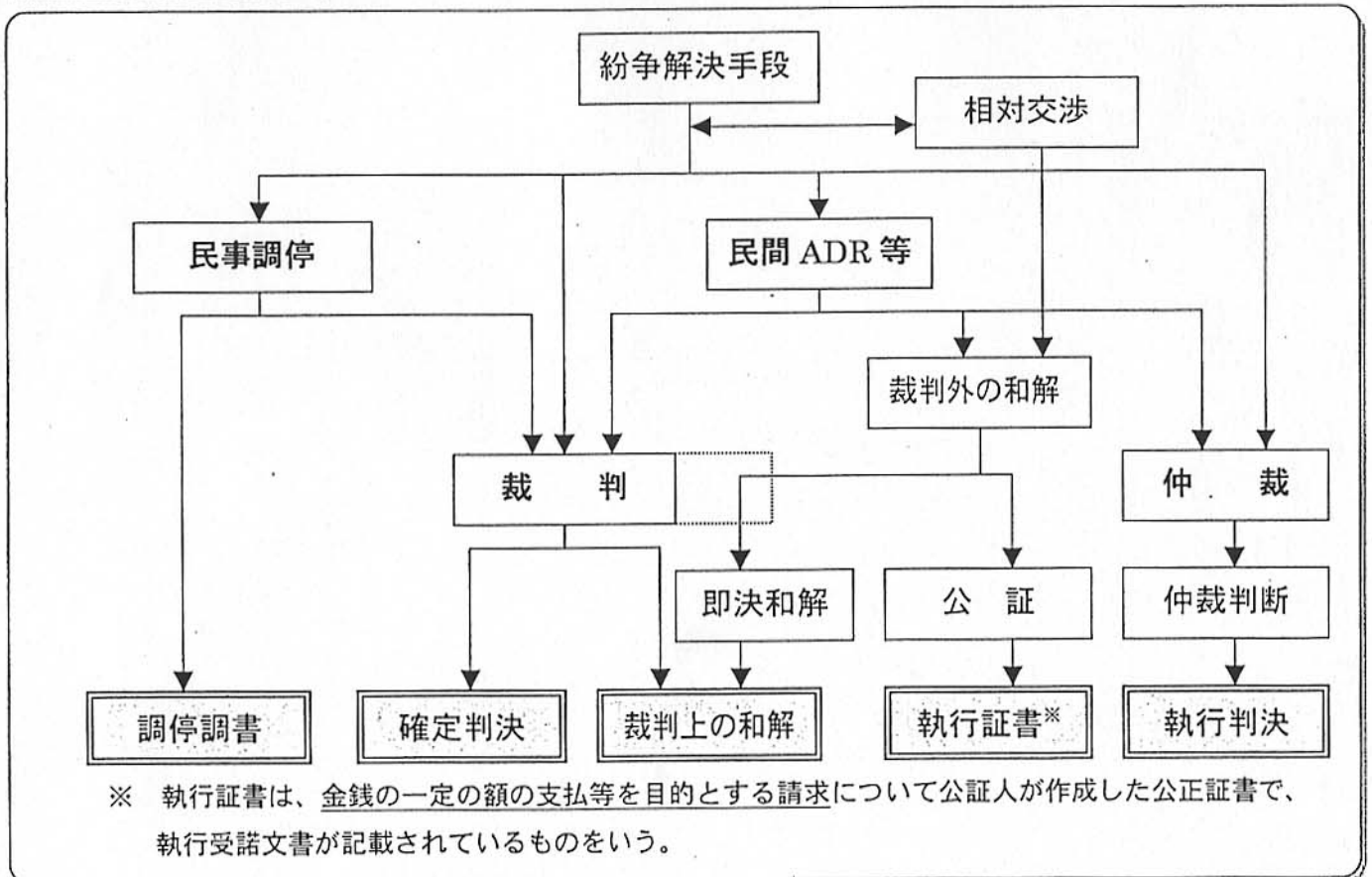


ADRで解決された結果に基づいて強制執行を行うこともできるよう、一定の場合にはADRでの解決結果に**執行力***を付与すべきではないか。

※ 執行力とは、債務名義に表示された給付請求権の強制執行による実現を求め得ることをいう。

主な参考例（現行）

(注) が債務名義



主な留意点

- ユーザーやADR機関等のニーズを十分踏まえる必要。
- 民事調停や仲裁の場合とのバランス（整合性）を確保する必要。即決和解や執行証書による債務名義の取得が活用されていることとの関係整理も必要。
- 合意に至る経緯・手続等もチェックする必要があるのではないかと。
 - ・ そのため、ADR（機関）の手続・運営の適正性・透明性等の面で一定の制度的担保が必要ではないかと。

法律扶助の対象化

議論の背景

ADR で紛争解決を図る場合、ADR 機関の利用手数料や代理人への報酬等の費用が必要



紛争解決のための費用を支払う資力の乏しい者が、ADR の利用を躊躇している可能性



資力の乏しい者も ADR を利用しやすいように、扶助の仕組みを整える（法律扶助の対象化）必要があるのではないか。

主な参考例(現行)

民事法律扶助事業*として行われる裁判の代理人費用等の立替え

<対象となる紛争解決の手続>

- 民事訴訟・家事審判や民事・家事調停など(民事裁判等手続)
- 民事裁判等手続に先立つ和解交渉で特に必要なもの

<対象となる紛争解決の費用>

- 手続の準備・追行のために代理人(弁護士等)に支払う報酬
- 手続の準備・追行のために代理人が行う事務処理に必要な実費

※ 民事法律扶助事業は、民事法律扶助法に基づき法務大臣の指定を受けた法人((財)法律扶助協会)が行うもので、代理人費用等の立替えのほか、裁判等に必要書類の作成費用の立替え、法律相談の実施等がある。事業に要する費用の一部については国からの補助を受けている。

主な留意点

- ユーザーや ADR 機関のニーズを十分に踏まえる必要。
- 現行の民事法律扶助事業の趣旨(「裁判を受ける権利」を基盤とする制度)や適用範囲との関係を整理する必要。
- 国等の財政状況、実施機関の体制、財政状況を勘案する必要。
- ADR の手続・運営の適正性・透明性等の面で一定の制度的担保が必要ではないか。